議案第８６号

大牟田市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和　６　年　２　月２２日提出

大牟田市長　　関　　好　孝

大牟田市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

大牟田市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成２６年条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第１２号ウ中「第６４条第１項ただし書」を「第６４条第１項第２号」に改める。

第４条第１１号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

付　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第３条第２項第１２号ウの改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、関係規定その他所要の規定の整備を図るため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。